

枚方市議会定例会議案書
(令和8年3月緊急議会)

目 次

議案第126号 枚方市税条例の一部改正について

… 1

議案第 126 号

枚方市税条例の一部改正について

次のとおり枚方市税条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）3 月 31 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 軽自動車税の環境性能割を廃止するため。
- 2 固定資産税の課税標準の特例の割合を定めるため。
- 3 固定資産税及び都市計画税の減額の特例の割合を定めるため。

枚方市税条例の一部を改正する条例

枚方市税条例（平成14年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「、第89条の5第1項」を削り、「第4号」を「第4号まで」に改め、同条第2号及び第3号中「第89条の5第1項の申告書、」を削る。

第20条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第88条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第88条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第88条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第88条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第89条の2から第89条の7までを削る。

第90条から第93条までの規定（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第94条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第95条の見出し、第96条（見出しを含む。）及び第97条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第98条第2項中「第88条第3項ただし書」を「第88条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第10条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第10条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第10条の3の2第1項」を「附則第10条の3第1項」に改め、同条を附則第10条の3とする。

附則第11条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第10条の3の2第1項」を削る。

附則第13条の2第3項中「附則第15条第14項本文」を「附則第15条第13項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項を同条第16項とし、同条第20項を同条第17項とし、同条に次の1項を加える。

18 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第14条第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15条の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第32条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第32項、第33項、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第37条の2から第37条の5までを削る。

附則第37条の6の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削り、同条を附則第37条の2とする。

附則第38条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第38条の2第3項第2号、附則第39条第3項第2号及び附則第40条第3項第2号中「、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項」を「及び附則第10条の3第1項」に改める。

附則第41条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第43条第5項第2号、附則第44条第2項第2号、附則第46条第2項第2号、附則第46条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第47条第2項第2号及び第5項第2号中「、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項」を「及び附則第10条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の枚方市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税につい

て適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(枚方市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 枚方市税条例の一部を改正する条例（平成26年枚方市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（納税証明事項）</p> <p>第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条（第55条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条の4第1項（第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条第1項（法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書に係る部分に限る。）、第54条、第77条、第92条第2項若しくは第3項、第107条第1項若しくは第2項、第111条第2項、第114条、第125条第1項、第138条第3項、第148条第2項若しくは第3項又は第156条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から<u>第4号まで</u>に掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、</p>	<p>（納税証明事項）</p> <p>第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条（第55条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条の4第1項（第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条第1項（法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書に係る部分に限る。）、第54条、第77条、<u>第89条の5第1項</u>、第92条第2項若しくは第3項、第107条第1項若しくは第2項、第111条第2項、第114条、第125条第1項、第138条第3項、第148条第2項若しくは第3項又は第156条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から<u>第4号</u>に掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日まで</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第107条第1項若しくは第2項の申告書、第125条第1項の申告書又は第148条第2項若しくは第3項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第107条第1項若しくは第2項の申告書、第125条第1項の申告書又は第148条第2項若しくは第3項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第25条の2において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>の期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第89条の5第1項の申告書</u>、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第125条第1項の申告書又は第148条第2項若しくは第3項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第89条の5第1項の申告書</u>、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第125条第1項の申告書又は第148条第2項若しくは第3項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第25条の2において「特定配当等」という。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第88条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u></p> <p>（軽自動車税のみならず課税）</p> <p>第88条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>	<p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第88条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p> <p>（軽自動車税のみならず課税）</p> <p>第88条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
	<p><u>軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>（環境性能割の課税標準）</u></p> <p><u>第89条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>（環境性能割の税率）</u></p> <p><u>第89条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>（環境性能割の徴収の方法）</u></p> <p><u>第89条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければ</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(軽自動車税の課税免除)</p>	<p><u>ならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> 第89条の5 <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> 2 <u>三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> 第89条の6 <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> 2 <u>前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u> 第89条の7 <u>市長は、第96条第1項第1号若しくは第3号又は第97条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）について特に必要があると認めるときは、環境性能割を減免することができる。</u> 2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> <u>(種別割の課税免除)</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第90条 商品であって使用しない軽自動車等（第94条第1項の規定による申告がなされているものを除く。）に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>（<u>軽自動車税</u>の税率）</p> <p>第91条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>（<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期）</p> <p>第92条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（<u>軽自動車税</u>の徴収の方法）</p> <p>第93条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>（<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告）</p> <p>第94条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者若しくは使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書又は原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者若しくは使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者若しくは使用者にあつ</p>	<p>第90条 商品であって使用しない軽自動車等（第94条第1項の規定による申告がなされているものを除く。）に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>（<u>種別割</u>の税率）</p> <p>第91条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>（<u>種別割</u>の賦課期日及び納期）</p> <p>第92条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（<u>種別割</u>の徴収の方法）</p> <p>第93条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>（<u>種別割</u>に関する申告又は報告）</p> <p>第94条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者若しくは使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書又は原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者若しくは使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者若しくは使用者にあつ</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ては施行規則第33号の4様式による申告書又は原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者若しくは使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者若しくは使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書又は原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者若しくは使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 [略] (<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第95条 [略]</p> <p>2 [略] (<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第96条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等について特に必要があると認めるときは、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところによって市長に申請しなければならない。</p> <p>3 第1項第2号に該当する軽自動車等について同項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた事由に変更がないと市長が認める間は、前項の規定による申請をした年度の翌年度以後においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があったものとみなして、<u>軽自動</u></p>	<p>ては施行規則第33号の4の2様式による申告書又は原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者若しくは使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者若しくは使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書又は原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者若しくは使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 [略] (<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第95条 [略]</p> <p>2 [略] (<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第96条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等について特に必要があると認めるときは、<u>種別割</u>を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところによって市長に申請しなければならない。</p> <p>3 第1項第2号に該当する軽自動車等について同項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた事由に変更がないと市長が認める間は、前項の規定による申請をした年度の翌年度以後においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があったものとみなして、<u>種別割</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>車税を減免する。</p> <p>4 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>（身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免）</p> <p>第97条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等（第1号に掲げる軽自動車等にあつては、1台に限る。）について特に必要があると認めるときは、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところによって市長に申請しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号に該当する軽自動車等について同項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた事由に変更がないと市長が認める間は、前項の規定による申請をした年度の翌年度以後においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があつたものとみなして、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>4 前条第4項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車等の標識の交付等）</p> <p>第98条 [略]</p> <p>2 法第445条又は第88条第2項ただし書、第89条若しくは第90条の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提</p>	<p>を減免する。</p> <p>4 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>（身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免）</p> <p>第97条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等（第1号に掲げる軽自動車等にあつては、1台に限る。）について特に必要があると認めるときは、<u>種別割</u>を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところによって市長に申請しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号に該当する軽自動車等について同項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた事由に変更がないと市長が認める間は、前項の規定による申請をした年度の翌年度以後においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があつたものとみなして、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>4 前条第4項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車等の標識の交付等）</p> <p>第98条 [略]</p> <p>2 法第445条又は第88条第3項ただし書、第89条若しくは第90条の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第445条又は<u>第88条第2項ただし書</u>、第89条若しくは第90条の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7・8 [略]</p> <p>附 則</p>	<p>かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車等が法第445条又は<u>第88条第3項ただし書</u>、第89条若しくは第90条の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7・8 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p><u>第10条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p><u>第10条の3</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）には、<u>法附則第5条の4第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の</p>	<p><u>金等特別税額控除額</u>という。)を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第10条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第10条の3第1項」とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>第10条の3の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）において、<u>前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第10条の3第1項</u>」と、第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第10条の3第1項</u>」とする。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第11条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第20条から第22条まで、第24条から第25条まで、附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 [略]</p>	<p>規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第10条の3の2第1項</u>」と、第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第10条の3の2第1項</u>」とする。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第11条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第20条から第22条まで、第24条から第25条まで、附則第10条第1項、附則第10条の3第1項、<u>附則第10条の3の2第1項</u>及び附則第10条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法附則第15条第13項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>6 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>7 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法附則第15条第14項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>6 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>7 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>11 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 [略]</p> <p>17 [略]</p> <p>18 <u>法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適</p>	<p><u>条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>13 <u>法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>19 [略]</p> <p>20 [略]</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類（平成25年4月1日前に当該耐震改修（要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。以下この項において同じ。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合においては、当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類を含む。）を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする</p>	<p>用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類（平成25年4月1日前に当該耐震改修（要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。以下この項において同じ。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合においては、当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類を含む。）を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>11 〔略〕</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>13・14 〔略〕</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震</p>	<p>者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>11 〔略〕</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>13・14 〔略〕</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>（改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第15条 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4)～(6) [略]</p>	<p>改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第15条 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4)～(6) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（読替規定）</p> <p>第32条 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p>（読替規定）</p> <p>第32条 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第32項、第33項、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</u></p> <p>第37条の2 市長は、<u>当分の間、第89条の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u></p> <p>第37条の2の2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u></p> <p>第37条の3 市長は、<u>当分の間、第89条の7の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第37条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第91条第2号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「3,900円」とあるのは「4,600円」と、「6,900円」とあるのは「8,200円」と、「10,800円」とあるのは「12,900円」と、「3,800円」とあるのは「4,500円」と、「5,000円」とあるのは「6,000円」とする。</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第91条第2号イの規定の適用については、当該軽自動車<u>が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場</u></p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第37条の4 第89条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第37条の5 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第89条の3の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「100分の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2号中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</p> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第89条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第37条の6 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車<u>が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条第2号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「3,900円」とあるのは「4,600円」と、「6,900円」とあるのは「8,200円」と、「10,800円」とあるのは「12,900円」と、「3,800円」とあるのは「4,500円」と、「5,000円」とあるのは「6,000円」とする。</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第91条第2号イの規定の適用については、当該軽自動車<u>が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、「6,900円」とあるのは「1,800円」と、「10,800円」とあるのは「2,700円」と、「3,800円」とあるのは「1,000円」と、「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条第2号イの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第38条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当する</p>	<p>合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、「6,900円」とあるのは「1,800円」と、「10,800円」とあるのは「2,700円」と、「3,800円」とあるのは「1,000円」と、「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条第2号イの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条第2号イの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第38条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>かどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第92条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第94条及び第95条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35を乗じて得た金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第38条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第10条第1項及び附</p>	<p>車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第92条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第94条及び第95条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35を乗じて得た金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第38条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第10条第1項、附則</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>則第10条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と</p>	<p>第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>する。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第41条 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下</p>	<p>39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第41条 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第43条 〔略〕</p>	<p>この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第43条 〔略〕</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第46条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第46条の2 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔略〕</p>	<p>額並びに附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第46条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第10条第1項、<u>附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></u></p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第46条の2 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔略〕</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第46条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第46条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第46条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第46条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(3)～(5) [略]</p> <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項及び附則第10条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附</p>	<p>額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>則第10条第1項及び附則第10条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>第25条、第25条の2第1項、附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>6 [略]</p>